

第三回 參議院法務委員會會議錄第十一号

(一四七)

昭和二十三年十一月三十日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○鹿兒島縣に福岡高等裁判所支部設置の請願(第二十号)

○憲法の解釈に関する件

○田中政務次官辭任に関する件

○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○刑事訴訟法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○司法警察職員等指定應急措置法案(内閣提出、衆議院送付)

午後一時四十三分開會

○委員長(伊藤修吉) それでは法務委員會をこれより開會いたします。請願第二十号、鹿兒島縣に福岡高等裁判所支部設置に関する請願、紹介議員前之國喜一郎君、この請願を議題に供します。紹介議員の御説明をお伺いいたします。

○委員外議員(前之國喜一郎君) 鹿兒島に高等裁判所の支部を設置して貰いたいということは、縣民の非常なる熱望であります。前の國會から引續いて各方面にお願い申上げておるわけでありまして、今日においても強く熱望いたしておる点においては変わりはないわけでありまして、御承知の通り鹿兒島は交通関係におきましてもいろいろ不便の点もありませんし、又事件の數から申しましても、先般宮崎に支部が設置になりましたが、宮崎縣の殆んど倍以上もあるというような実情であります。縣におきましても、縣会で全会一致決議になつております。予算關係におきましては、縣が百万円、市が百万

円、市町村会で百万円を支出することに議決されております。敷地といいたしましても、すでに決定しておるというやうなことで、万般の準備が整つておる次第でありますので、大体委員の皆様は一應御承知の方が多いと考えますが、どうか一つ請願の趣旨はお汲取り下さいまして採択をして頂くようにお願い申上げる次第でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(伊藤修吉) 別に御質疑はありませんか。

○大野幸一君 三百万円というのはどの程度のものでしたか。敷地だとか、家屋だとかいう意味か或いは又……

○委員外議員(前之國喜一郎君) 家屋だけです。それから宿舎などもいづれも準備ができるという手筈になつております。実は今日も鹿兒島の市會議員の人がそのことで来て、下で待つておる状況であります。非常に縣民を落着けてお願いしておるという実情をお汲取りをお願いしたいと思います。

○來馬琢道君 宮崎縣にできましたのと対照いたしまして、鹿兒島支部が若しできるといたしまして、その管轄区域は熊本縣に及ぶのでございませうか。鹿兒島だけでございませうか。

○委員外議員(前之國喜一郎君) 私共の考えておりますのは、熊本縣の一部、つまり福岡に行くのと、鹿兒島に來ると、どちらが便利かといふことを考へますときに、八代市以南は鹿兒島市に來る方が、非常に時間的にも又経済的にも便利になるのであります。

○委員長(伊藤修吉) 尚又宮崎縣の一部も鹿兒島に來るのが、宮崎に行くよりも便利なところもあるというふうに考へておるのであります。

○來馬琢道君 島嶼の方は全部鹿兒島縣ですか。

○委員外議員(前之國喜一郎君) そうでございます。

○來馬琢道君 宮崎縣は……

○委員外議員(前之國喜一郎君) ありません。

○來馬琢道君 青島ぐらゐなものじゃないですか。

○委員外議員(前之國喜一郎君) そうです。

○來馬琢道君 青島は人はいませんか。

○委員外議員(前之國喜一郎君) ええ、そうです。

○政府委員(岡咲船一君) 鹿兒島縣に福岡高等裁判所支部設置の請願でございまして、請願の御趣旨はよく了承いたしました。最高裁判所にも御趣意のあるところを傳達いたしましたして、成るべく御請願の趣旨に副うように御配慮をお願いことにいたしたいと存じます。

○委員外議員(伊藤修吉) 別に御発言もなければ本請願を採択いたしましたして、内閣に送付すべきものと決定することに御異議ございませんか。

○委員長(伊藤修吉) 「異議なし」と呼ぶものあり」

○委員外議員(伊藤修吉) ではさう決定

いたします。それでは昨日大野議員よりの質問に関する御答弁を政府委員にお願いいたします。

○政府委員(兼子一君) 昨日の御質問にお答へする前に、法務總裁と相談いたしました。総裁のお話としては、政府としての公式の見解はまだはつきり決していない。目下研究中であるといふ程度であるから、その通りに御返事いたすようにというお話がありまして、尙それにつきましまして私個人の見解を述べることにつきましては、若し特にそういう趣旨でのお尋ねであるならば、答へても差支えないという了解を得て参りましたけれども、その点につきましては、御質問の委員の方のお考えは如何でございませうか。

○大野幸一君 勿論先日その趣旨の、あなた個人の考えでも言つて貰いたいというところを申上げて置いた筈でございまして、併しこの点は尙も解散といふものを認める、衆議院なり或いは國會の解散といふものを認める制度の下におきましては、イギリスのやうな王國は勿論のこと、前のドイツのワイマル憲法、或いはフランスの最近の第四共和國憲法などにおきましても、いづれも立法、司法、行政の三權に超然たる地位を持つておる大統領が、形式的には解散の宣言をするといふことになつておるわけでありまして、この点アメリカ合衆國憲法並びにこれに倣いました南米諸國の憲法におきましても、解散といふものを、國會の解散という制度を全然考へておらないものと

認に基いて、内閣のみが責任を持つという行為となされるものであるといふ点は明瞭ではないかと存するのであります。ただそれにつきまして、内閣がどういふ場合に助言と承認をするのかといふ点が問題となるわけでございます。今までのその点に関する論争が、主として七條と六十九條といふものの間の扱一關係のやうな、いづれによるかといふやうな議論が多かつたと論ずるのでありますけれども、一方は解散をする場合の形式の問題でありまして、この点については、やはり内閣が決定する。内閣の助言と承認に基いて、天皇の詔書で發表されるという外はないと存するのであります。そういう考へ方は、或いはそれは御質問の趣旨にもございまして、明治憲法時代の專制國家的な考へ方ではないかという疑念を持たれる方もございまして、併しこの点は尙も解散といふものを認める、衆議院なり或いは國會の解散といふものを認める制度の下におきましては、イギリスのやうな王國は勿論のこと、前のドイツのワイマル憲法、或いはフランスの最近の第四共和國憲法などにおきましても、いづれも立法、司法、行政の三權に超然たる地位を持つておる大統領が、形式的には解散の宣言をするといふことになつておるわけでありまして、この点アメリカ合衆國憲法並びにこれに倣いました南米諸國の憲法におきましても、解散といふものを、國會の解散という制度を全然考へておらないものと

認に基いて、内閣のみが責任を持つという行為となされるものであるといふ点は明瞭ではないかと存するのであります。ただそれにつきまして、内閣がどういふ場合に助言と承認をするのかといふ点が問題となるわけでございます。今までのその点に関する論争が、主として七條と六十九條といふものの間の扱一關係のやうな、いづれによるかといふやうな議論が多かつたと論ずるのでありますけれども、一方は解散をする場合の形式の問題でありまして、この点については、やはり内閣が決定する。内閣の助言と承認に基いて、天皇の詔書で發表されるという外はないと存するのであります。そういう考へ方は、或いはそれは御質問の趣旨にもございまして、明治憲法時代の專制國家的な考へ方ではないかという疑念を持たれる方もございまして、併しこの点は尙も解散といふものを認める、衆議院なり或いは國會の解散といふものを認める制度の下におきましては、イギリスのやうな王國は勿論のこと、前のドイツのワイマル憲法、或いはフランスの最近の第四共和國憲法などにおきましても、いづれも立法、司法、行政の三權に超然たる地位を持つておる大統領が、形式的には解散の宣言をするといふことになつておるわけでありまして、この点アメリカ合衆國憲法並びにこれに倣いました南米諸國の憲法におきましても、解散といふものを、國會の解散という制度を全然考へておらないものと

認に基いて、内閣のみが責任を持つという行為となされるものであるといふ点は明瞭ではないかと存するのであります。ただそれにつきまして、内閣がどういふ場合に助言と承認をするのかといふ点が問題となるわけでございます。今までのその点に関する論争が、主として七條と六十九條といふものの間の扱一關係のやうな、いづれによるかといふやうな議論が多かつたと論ずるのでありますけれども、一方は解散をする場合の形式の問題でありまして、この点については、やはり内閣が決定する。内閣の助言と承認に基いて、天皇の詔書で發表されるという外はないと存するのであります。そういう考へ方は、或いはそれは御質問の趣旨にもございまして、明治憲法時代の專制國家的な考へ方ではないかという疑念を持たれる方もございまして、併しこの点は尙も解散といふものを認める、衆議院なり或いは國會の解散といふものを認める制度の下におきましては、イギリスのやうな王國は勿論のこと、前のドイツのワイマル憲法、或いはフランスの最近の第四共和國憲法などにおきましても、いづれも立法、司法、行政の三權に超然たる地位を持つておる大統領が、形式的には解散の宣言をするといふことになつておるわけでありまして、この点アメリカ合衆國憲法並びにこれに倣いました南米諸國の憲法におきましても、解散といふものを、國會の解散という制度を全然考へておらないものと

認に基いて、内閣のみが責任を持つという行為となされるものであるといふ点は明瞭ではないかと存するのであります。ただそれにつきまして、内閣がどういふ場合に助言と承認をするのかといふ点が問題となるわけでございます。今までのその点に関する論争が、主として七條と六十九條といふものの間の扱一關係のやうな、いづれによるかといふやうな議論が多かつたと論ずるのでありますけれども、一方は解散をする場合の形式の問題でありまして、この点については、やはり内閣が決定する。内閣の助言と承認に基いて、天皇の詔書で發表されるという外はないと存するのであります。そういう考へ方は、或いはそれは御質問の趣旨にもございまして、明治憲法時代の專制國家的な考へ方ではないかという疑念を持たれる方もございまして、併しこの点は尙も解散といふものを認める、衆議院なり或いは國會の解散といふものを認める制度の下におきましては、イギリスのやうな王國は勿論のこと、前のドイツのワイマル憲法、或いはフランスの最近の第四共和國憲法などにおきましても、いづれも立法、司法、行政の三權に超然たる地位を持つておる大統領が、形式的には解散の宣言をするといふことになつておるわけでありまして、この点アメリカ合衆國憲法並びにこれに倣いました南米諸國の憲法におきましても、解散といふものを、國會の解散という制度を全然考へておらないものと

認に基いて、内閣のみが責任を持つという行為となされるものであるといふ点は明瞭ではないかと存するのであります。ただそれにつきまして、内閣がどういふ場合に助言と承認をするのかといふ点が問題となるわけでございます。今までのその点に関する論争が、主として七條と六十九條といふものの間の扱一關係のやうな、いづれによるかといふやうな議論が多かつたと論ずるのでありますけれども、一方は解散をする場合の形式の問題でありまして、この点については、やはり内閣が決定する。内閣の助言と承認に基いて、天皇の詔書で發表されるという外はないと存するのであります。そういう考へ方は、或いはそれは御質問の趣旨にもございまして、明治憲法時代の專制國家的な考へ方ではないかという疑念を持たれる方もございまして、併しこの点は尙も解散といふものを認める、衆議院なり或いは國會の解散といふものを認める制度の下におきましては、イギリスのやうな王國は勿論のこと、前のドイツのワイマル憲法、或いはフランスの最近の第四共和國憲法などにおきましても、いづれも立法、司法、行政の三權に超然たる地位を持つておる大統領が、形式的には解散の宣言をするといふことになつておるわけでありまして、この点アメリカ合衆國憲法並びにこれに倣いました南米諸國の憲法におきましても、解散といふものを、國會の解散という制度を全然考へておらないものと

認に基いて、内閣のみが責任を持つという行為となされるものであるといふ点は明瞭ではないかと存するのであります。ただそれにつきまして、内閣がどういふ場合に助言と承認をするのかといふ点が問題となるわけでございます。今までのその点に関する論争が、主として七條と六十九條といふものの間の扱一關係のやうな、いづれによるかといふやうな議論が多かつたと論ずるのでありますけれども、一方は解散をする場合の形式の問題でありまして、この点については、やはり内閣が決定する。内閣の助言と承認に基いて、天皇の詔書で發表されるという外はないと存するのであります。そういう考へ方は、或いはそれは御質問の趣旨にもございまして、明治憲法時代の專制國家的な考へ方ではないかという疑念を持たれる方もございまして、併しこの点は尙も解散といふものを認める、衆議院なり或いは國會の解散といふものを認める制度の下におきましては、イギリスのやうな王國は勿論のこと、前のドイツのワイマル憲法、或いはフランスの最近の第四共和國憲法などにおきましても、いづれも立法、司法、行政の三權に超然たる地位を持つておる大統領が、形式的には解散の宣言をするといふことになつておるわけでありまして、この点アメリカ合衆國憲法並びにこれに倣いました南米諸國の憲法におきましても、解散といふものを、國會の解散という制度を全然考へておらないものと

認に基いて、内閣のみが責任を持つという行為となされるものであるといふ点は明瞭ではないかと存するのであります。ただそれにつきまして、内閣がどういふ場合に助言と承認をするのかといふ点が問題となるわけでございます。今までのその点に関する論争が、主として七條と六十九條といふものの間の扱一關係のやうな、いづれによるかといふやうな議論が多かつたと論ずるのでありますけれども、一方は解散をする場合の形式の問題でありまして、この点については、やはり内閣が決定する。内閣の助言と承認に基いて、天皇の詔書で發表されるという外はないと存するのであります。そういう考へ方は、或いはそれは御質問の趣旨にもございまして、明治憲法時代の專制國家的な考へ方ではないかという疑念を持たれる方もございまして、併しこの点は尙も解散といふものを認める、衆議院なり或いは國會の解散といふものを認める制度の下におきましては、イギリスのやうな王國は勿論のこと、前のドイツのワイマル憲法、或いはフランスの最近の第四共和國憲法などにおきましても、いづれも立法、司法、行政の三權に超然たる地位を持つておる大統領が、形式的には解散の宣言をするといふことになつておるわけでありまして、この点アメリカ合衆國憲法並びにこれに倣いました南米諸國の憲法におきましても、解散といふものを、國會の解散という制度を全然考へておらないものと

認に基いて、内閣のみが責任を持つという行為となされるものであるといふ点は明瞭ではないかと存するのであります。ただそれにつきまして、内閣がどういふ場合に助言と承認をするのかといふ点が問題となるわけでございます。今までのその点に関する論争が、主として七條と六十九條といふものの間の扱一關係のやうな、いづれによるかといふやうな議論が多かつたと論ずるのでありますけれども、一方は解散をする場合の形式の問題でありまして、この点については、やはり内閣が決定する。内閣の助言と承認に基いて、天皇の詔書で發表されるという外はないと存するのであります。そういう考へ方は、或いはそれは御質問の趣旨にもございまして、明治憲法時代の專制國家的な考へ方ではないかという疑念を持たれる方もございまして、併しこの点は尙も解散といふものを認める、衆議院なり或いは國會の解散といふものを認める制度の下におきましては、イギリスのやうな王國は勿論のこと、前のドイツのワイマル憲法、或いはフランスの最近の第四共和國憲法などにおきましても、いづれも立法、司法、行政の三權に超然たる地位を持つておる大統領が、形式的には解散の宣言をするといふことになつておるわけでありまして、この点アメリカ合衆國憲法並びにこれに倣いました南米諸國の憲法におきましても、解散といふものを、國會の解散という制度を全然考へておらないものと

認に基いて、内閣のみが責任を持つという行為となされるものであるといふ点は明瞭ではないかと存するのであります。ただそれにつきまして、内閣がどういふ場合に助言と承認をするのかといふ点が問題となるわけでございます。今までのその点に関する論争が、主として七條と六十九條といふものの間の扱一關係のやうな、いづれによるかといふやうな議論が多かつたと論ずるのでありますけれども、一方は解散をする場合の形式の問題でありまして、この点については、やはり内閣が決定する。内閣の助言と承認に基いて、天皇の詔書で發表されるという外はないと存するのであります。そういう考へ方は、或いはそれは御質問の趣旨にもございまして、明治憲法時代の專制國家的な考へ方ではないかという疑念を持たれる方もございまして、併しこの点は尙も解散といふものを認める、衆議院なり或いは國會の解散といふものを認める制度の下におきましては、イギリスのやうな王國は勿論のこと、前のドイツのワイマル憲法、或いはフランスの最近の第四共和國憲法などにおきましても、いづれも立法、司法、行政の三權に超然たる地位を持つておる大統領が、形式的には解散の宣言をするといふことになつておるわけでありまして、この点アメリカ合衆國憲法並びにこれに倣いました南米諸國の憲法におきましても、解散といふものを、國會の解散という制度を全然考へておらないものと

対照をなすのでありまして、アメリカの
のような体制におきましては、三権と
いうものを全く独立さしてしまつて、
ただその相互の権限に基く対立を考
え、その間の調節は自然の動きに任
せるといふ建前でありまして、従つて
アメリカ大統領は、みづから行政部の首
班であつて、立法府である国会と対立
しておる。そうして国会は大統領の不
信任を決議することもできないれば、
又大統領は国会の不信があつたとし
ても、国会で多数の支持を得ないとし
ても、尙その地位に留まることのでき
るということになつておるわけであり
まして、結局国会も大統領も共に、そ
の任期中は如何にその間の関係がう
まゝ行かないとしても、そのまゝ在任す
るという形になつておるわけござい
ます。ところが多くのその他の國にお
きましては、そういうふうな立法、司
法、行政という三部門が皆ばら／＼に
なつてしまつて、結局國の主権という
ものは、一時的には分裂を生ずるがた
めに、國政がうまく行かないという場
合を調節することを考へて、そうして
その一種の調節権、モデラティヴ・パ
ワーというものを國王なり、或いは大
統領に持たせるといふ形で、アメリカ
式に完全に三権の独立を、独立のまま
放置するといふ建前を取つておらない
わけございまして、この場合におい
ては國王なり、大統領の調節権という
ものが、三権同士の間の関係を、國民
のために、或いは國家主権というもの
が形式的にはそこで統一されるという
意味において行われるわけございま
して、而も國王や大統領の今申し上
げられた申すものは、例へば内閣総
理大臣の任免権、或いは司法との関係

においては恩赦権といふふうなもの
が、これに包含されるわけございま
すが、それらも民主主義の基礎の下に
おいては、いずれも形式的なものと考
えられていて、どういふ場合に國王な
り、大統領が、そういう権能を行使す
るかといふことは、三権の間の関係か
らおのずから出て来るものではないか
うに考えられ、又運用されて來ておる
わけございまして。そうして日本國憲
法が内閣総理大臣の任免、或いは國會
の解散といふことを天皇の國事に關す
る行爲といふ中に数えておりますの
も、結局天皇が國民統合の象徴たる地
位において國民のためになされる行爲
である、併しその意味において國民主
権といふものが、三権に分れて、分裂
してしまつておる場合の調節権といふ
ものを、國民統合の象徴である天皇の
行爲として統一されるという意味で行
わせられるものと考えられるのであり
まして、ただそれが民主的な基礎に基
いて、結局それは三権相互の関係で決
つて行くべきものではないかという意
味で、総理大臣の任命は國會の指名
に基いてされるわけでありまして、又
衆議院の解散も内閣の助言と承認によ
つて行われられるといふ建前が採られ
たものと考へるのであります。そこで
この解散と申します制度は、結局内閣
と國會との調和が取れないといふため
に、國政の運用が阻害され、滯滞する
といふ場合にも、あくまで國會をその
まま任期中継続させて、内閣だけを変
えて行くのだといふ態度が考へられな
いことではないのでありまして、最近の
新憲法になりました前のフランスの憲
法は、そういう態度を取つていたと聞
いておるわけでありまして、それに対

して解散という制度を認めることは、
結局そういう場合には一旦衆議院を解
散して、新たに民意を代表した構成を
求め、それと調和した内閣を作つて國
政の運用を調節するといふ趣旨なわけ
でございまして、その顯著なる場合に
は、勿論國會が内閣の責任を追及する
場合に、殊に衆議院が内閣の不信を
議決し、或いは信任案を否決したとい
うために、内閣自身が総辭職を迫られ
るという場合であります。併し六十
九條の場合だけにこの解散の要件を限
定すべきかどうかといふことになりま
す。と、實際上の見地から申ししまし
ても、それでは多少狭きに失はしないか
といふ疑問が起つて來るわけでありま
して、元來規定の趣意から考へますと、
六十九條は、衆議院の信任決議の効果
を規定したわけございまして、正面
から解散の要件を規定したものといふ
のは多少無理ではないか、むしろそう
いふ決議があつた場合に、衆議院が十
日以内に解散されない場合には、内閣
は總辭職しなければならないという書
き方をしております。關係から、衆議院
に一般的解散という制度があること
を前提として、そういう規定の書き方
をしてあるといふふうに読めないこと
はないわけございまして、殊にその
必要を考へますと、例へば明示的な不
信任がなくても、小党が分立しておる
ために、内閣の政策の遂行が常に不安
な状態に置かれておるといふ場合と
か、或いは憲法改正の議案をするため
とか、或いは重大な條約、例へば講和
條約の承認をするとかいふふうな、重
要な事項を決する場合などにおきま
して、内閣といたしまして、前の総選
挙の時から相当期間を経つておる、從

つてそこで新たに後で國民を拘束する
ような重大なる結果をもたらすもの
については、新しい民意に基いた衆議
院の構成によつて処理する方が適當で
はないかといふ考慮の下に、解散を必
要とする場合も考へられて來るのでは
ないか。そういう意味におきまして、
憲法は正面から解散の要件といふもの
を規定しなかつたのではないかと
いふにも考へられるわけでありま
す。尤も、解散の決定権を内閣に與えた
といふような解釈をすることは、國會が
國權の最高機關であるといふことと矛
盾するものではないか、或いは内閣総
理大臣は國會の指名に基いて任命され
るものである。その意味において、國
會の下部機關にやないか、それが國會
の一院を構成する衆議院を解散する
といふことはおかしいといふ考へ方もあ
るわけございまして、併し一方にお
いて國會は國民の代表として最高機關
たる地位にあるわけございまして、
従つて國民そのものではない。その点
で、例へば株式会社の株主總會などと
は違つておるわけでありまして、その
全メンバーが揃つて總會を構成してお
るのであります。従つてその場合に
は、代表關係といふことはないわけ
ですが、國會の場合には、やはりその意
味においては間接的な民主制といふこ
とになるわけございまして、そこで
國會が現在の民意を適切に代表してお
るかどうかといふ点の問題は、尙考慮
の余地が残るわけだと存するのであり
ます。又一方におきまして、内閣は
直接行政権を國民から信託されてお
る。成る程その誕生のときには、総理
大臣は國會の指名に基くわけでありま
すけれども、指名によつて成立した内

閣それ自身は、行政権の最高責任機關
でありまして、その意味におきまして
は、すべての点で國會の指揮監督を受
けるという機關ではないわけござい
まして、而も新憲法におきまして、解
散との關係で從來の旧憲法と非常に違
う点は、内閣も衆議院を解散する以上
は、総選挙後の國會の召集の際に当然
總辭職をしなければならぬといふこ
とで、この場合に、従つて解散の當否
も總選挙によつて國民の審判に服する
わけでありまして、又解散そのものは
單に内閣が自分のために、自己を保存
するためにやうな行爲といふことは、その
目的を達しないことなので、結局衆議
院も内閣も双方を一應建直すといふこ
とによつて、立法府と司法府との間の
調和を図るという点に、解散の目的が
あると考へなければならぬのじやない
かと思つてございまして、この点
は、實際の政治の見地からしましても、
解散といふことを認めませんと、内閣
が總辭職をした場合には、衆議院の改
選期までの間に、場合によつては、誰
が組閣しても政局の不安定を免れない
といふ場合も生じましようし、或いは
又小党分立の場合においては、政權爭
奪のために政党の離合集散が、選民
の意思を離れて行われるといふふうな
ことは、全く明らかな民主政治を墮落さ
せる危険があるといふ懸念もあり得る
わけございまして。その点で、フラン
スの新憲法などにおきまして、從來
解散を認めないといふふうな考へ方を
しておりましたけれども、やはりフラ
ンスの政情といふふうなものを考へま
して、或る程度の解散が成立いたしま
した事情は、これは周知のごとく、疑
獄事件がその原因となつたものであり

ます。従つて政界の肅正と申しますこと
というものを認めておるわけなので、
そういう点はやはり解散という制度
が、民主國家においてもやはり必要で
あるというふうに考えられておるから
ではないかと存するわけでありませう。
簡単に私の考えをお話いたしましたけ
れども、尙御質問がございましたらお
答えいたしたいと思います。

○大野幸一君 長い御説明がありまし
たけれども、私はその長い御説明は殆
んど今まで聞いたことでありまして、
私の最も興味を持ったことは、調査意
見長官をしておられるあなたが、どん
な思想を持っておられるかという
ことで、やはりその思想は決して進歩
的な思想ではないと感じました。そう
いう方が今調査意見長官にあられるこ
とが日本の民主化のためにいか悪い
かということは大いに我々検討しなけ
ればならぬと思つております。私は
憲法を外國の例に見て、或いはいろい
ろな解釈を用いてすべきものではなく
して、これはやはり思想から起きると
ころの分離点であると思つてありま
す。そこで一つあなたに次にお聴きし
たいことは、一休國事と國政との差如
何ということ、こういうことから伺
いしたいと思います。

○政府委員(兼子一君) 國事と申しま
すのは、結局実質は外で決つて来たこ
とを儀禮的の、或いは認証的な意味で
國民統合の象徴としての天皇が、國民
のために行われる行爲というふうに考
えます。

○大野幸一君 國政は。

○政府委員(兼子一君) 國政とは、國
の政策、或いは國の目的というものを
実現するための實質的な活動を指すと

思います。

○大野幸一君 それでは解散は國事に
属するか、國政に属するか。

○政府委員(兼子一君) 解散の決定は
國政に属すると思ひます。但し先程も
申上げたように、解散と申しましては、
結局行政府と立法府との關係が出て來
るわけでありませう。その点を、実
質は、例へば行政府で内閣が決定する
と申しまして、そのまゝこれを現わ
すことは如何にも双方の地位から申し
て適當でないというところから、先程
も申上げた國民の全体を代表した、或
いは國民の統合の象徴であるという意
味におきましての天皇の召集によつて
發表されるという形式を取つたものと
考へるのでありまして、この点は先程
も申上げましたように、共和國の大統
領などにおきまして、そういう形で
解散がなされておるわけだと存するの
であります。

○大野幸一君 それでは解散を國民に
知らせる、いわゆる宣言する、衆議院
の解散を宣言することは國事である。
こういう解散を内閣において決定する
ことは國政であると承してよろしい
か。

○政府委員(兼子一君) さようでござ
います。

○大野幸一君 それなれば、第七條で
天皇の行爲は、天皇の権限は「左の國
事に関する行爲を行ふ」、この意味は
次の三の「衆議院を解散すること」、
この解散することは國事としての行爲
をなす。こういう意味に解釈してよろ
しいか。如何ですか。

○政府委員(兼子一君) 國事としての
行爲をなすという御趣旨はどういうこ
とでございませうか。

○大野幸一君 第七條に「國事に関す
る行爲」ということは、先程も申しま
した國政ではないという意味でしよ
う。

○政府委員(兼子一君) そうです。

○大野幸一君 そうですね。そこで内
閣が第七條によつて決定するというわ
けには行きませう。第七條によつて
内閣が決定するか、しないかは別です。
天皇の権限だけを第七條に規定してあ
るんだから、天皇の國事行爲としての
権限を規定してあるんでしよう。内閣
に解散権があるかないかということ
はできないわけですね。

○政府委員(兼子一君) 内閣に解散権
というものはございませうけれども、
解散を決定して天皇に対して助言と承
認をするという責任は内閣にあるわけ
です。又内閣以外にはその責任を誰も
負はないわけですね。

○大野幸一君 それでは内閣がその解
散を決定することは國政ですね。

○政府委員(兼子一君) ええさうで
す。それは例へば國會の召集というよ
うなことにつきましても、憲法にはや
はり天皇が召集するといふ天皇の國事
に対する行爲になつておりますけれど
も、實質はやはり内閣が決定するとい
う趣旨は憲法の規定の上にも現われて
おるわけでございます。解散の場合
もそれと同様だと存するのでありま
す。例へば五十三條で内閣が決定する
ということがあります。これはやはり
實質を決定するといふ意味でありまし
て、形式はやはり天皇の詔書で召集と
いうものがなされることと同じだと思
います。

○大野幸一君 それでは何故國會を召
集するのだと言つて五十三條に、あな

たの考へで言へば第七條に、國會を召
集するといふ権限がある以上は、他に
必要はないじやないか。五十三條にな
ぜ無効な規定を設けたのか。私のこの
理論を言へば、五十三條に「内閣
は、國會の臨時會の召集を決定するこ
とができる。いづれかの議院の總議員
の四分の一以上の要求があれば、内閣
は、その召集を決定しなければならな
い。」こういうことになつております。

五十三條に臨時會の召集を決定するこ
とができるといつて規定してある。我
々はこの規定に基いて五十三條と七條
によつて召集するといふ詔書を受けて
おる。一休臨時會の方が私から言へ
れば解散よりは小である。臨時會の召
集ぐらゐのことは當然のことだ。我々
が召集されて毎日働くのは当り前
です。これについても五十三條の規定が
あるからこそ、この五十三條によつて
「内閣は、國會の臨時會の召集を決定
することができる。」と書いてあるから
こそ、第七條でその國事行爲をなすと
私は解釈するのである。この條文上から
言つてもそういう結論が生ずる。尙更
それ以上の衆議院議員たるの資格を剝
奪する、消滅せしめるその行爲が内閣
にあるといふことは、むしろあなた
の國會召集権と対象することに
おいて、認めないといふのが常道では
ないか。國會を召集することすら五
十二條、五十三條にあるのに、解散権が
ない。内閣が解散することができると
どこにも書いてないに拘わらず、第七
條だけでできるといふのはもう一度御
説明願ひたい。

○政府委員(兼子一君) 第七條に掲げ
てあります行爲は、すべて内閣の助言
と承認によつて、内閣のみが責任を

負うといふ建前になつておるのであり
まして、その意味から解散も内閣の決
定するところである。五十三條の召集
の決定といふことを特に書きましたの
は、これは臨時會である關係から書い
たわけでございます。實質はすべて
の國事に関する行爲について内閣が決
定するといふことは、助言と承認との
責任が内閣にあるということから當然
出て來るところであると思ひます。次
第であります。尙、六十九條の關係か
ら申しまして、六十九條にも内閣が
主語になつておりますれば、内閣が衆
議院の解散を決定しない限り總辭職を
しなければならぬことになるわけ
でございますけれども、解散といふもの
は一般に當然内閣の責任で決定される
ものであるといふ意味において、第三
條及び第七條の關係からその実体が決
まるといふふうに考へておるわけ
でございます。

○大野幸一君 第三條を例に出されま
したけれども、第三條はいわゆる昔の
天皇不可侵性と同じであつて、内閣が
その責任を負ふといふことは、責任が
あるから何でもやれるといふ意味じゃ
ない。私はそう解釈します。そうして
あなたは政治論と混同されたような考
えがある。我々は今現在の衆議院で問
題になつておるような政治論を言つて
おるのではなくして、全く憲法を擁護
したいといふ、そういう一念からここ
に確定して置こうと、こう考へたので
あります。甚だ遺憾であります。これ
は要するに私の解釈を、例へば参考ま
で一つ申上げて置きたい。あなたの
解釈論を言われますから、私の意見を
一つ述べて見ます。第四條に「天皇は、
この憲法の定める國事に関する行爲の

みを行い、國政に関する権能を有しない。これはあなたの仰せられる儀礼的行爲のみを有してゐる。第七條のいわゆる「左の國事に関する行爲」といふ天皇の行爲は、これは、その儀礼的行爲に関する行爲のみを行ひ、儀礼的行爲のみに關して、内閣は助言と承認が尙必要であるという意味であります。この文章をどう解釈しても、天皇は内閣の助言と承認によつて、國民のために左の國事に関する行爲を行ひ、その儀礼的行爲に関する行爲を内閣の助言と承認によつて行ひ、こういうことではあります。これより外に一步も出てはいけなないのであります。そこで國會を召集することもあなたは今五十二條、五十三條の説明をされたけれども納得できない。議會を召集することも五十二條、五十三條によつて、それに基いてその儀礼的行爲を内閣が助言するのであります。そして又それを承認するのであります。衆議院を解散することとは、これはどこにも規定がないから、六十九條の場合のみによつて行ひ、内閣の行政権と國會の権限との調整は、この六十九條のみによつて詰つて毫も差支えないのであります。内閣が不信任案の決議をされたら解散するか、総辭職をするか、そのとき初めて内閣に決定権が置かれる、選択権を持つのであります。現在のこの政情は全く民主政治の逆行をしてゐるのであります。少数党が内閣を取つてゐるというような、この何と言いますか、變態的な政治である。それは何故かういふことが生れたかといふことを言えば、芦田内閣の不祥事件から、疑獄事件から生れたのであります。これは變態的の内閣の倒壞の方法である。従つてあなた方

の今考へる、あなたは恰も政府の代弁者のごとく政治論においておつしやいました。私はただ法律専門家というつもりでのみ聞いていたけれども、あなたは政府の代弁者のような氣持でおつしやいましたやうな感じがしたが、かういふ變態の場合を解決するためには、どうしても七條じやなければ政治上不都合を生ずるやうなことを恰も利用して、あなたが説明されたといふことに対しては、私は甚だ遺憾であります。そういう政治論ではないのであります。少数党が内閣を取るときがあれば、不信任が必ずそこに決定さるべきものと、かういふ政情の場合を予想しておるものと思ひます。そういう意味におきまして、私は然らばあなたも政府のお方として、今回何故にかういふやうな二つの問題、解散の問題とそうして臨時召集のことが客觀情勢としてできなかったかといふことを御存じですか、それを一つお伺ひしたい。客觀情勢としてできなかったやうなことを、あなたは推察しておられますかどううか、それを一つ伺ひたい。そして而もそれに反して、あなたは勇敢に今ここでその意見を述べられたと承知していいか。

○政府委員(兼子一君) 只今のお言葉で、私の考へが如何にも政治的だといふやうに仰せられましたけれども、私はむしろ私の方が法律的に考へておると存するのであります。例えば政治情勢というやうなことも、私はむしろフランスあたりの例を引いて申し上げたわけでありまして、そういうところにもやはり解散という制度が必要なんだといふことを、又その必要からフランスの新憲法にも解散という制度が置かれたのだという趣旨で申上げておるわけでありまして、むしろ如何なる場合に解散すべきかといふことは、結局政治問題でありまして、今回の問題になつておる当面の場合に、内閣といひまして如何なる理由に基いて、又如何なる憲法の條文に基いて解散するかと申すことは、これは内閣の政治責任を以て決定すべき問題であるといふことも考へておるのであります。私は決してその点において、内閣の当面しておる問題についての政治的な態度を弁護するといふやうな意味で法律論をしたつもりは全然ございません。それから現内閣が解散しようと思つておるけれども、できないじやないかといふやうな事柄につきましては、これは全政治の裏面の問題であると思へるので、私たちにその事情ははつきり分つておりません。

○委員(伊藤修君) その問題はこの程度にして御異議ありませんか……。では次に松井委員からの政府への質問に対する御答弁をお願いいたします。松井委員から簡単に一つ質問事項を申上げて下さい。お言ひでないやうです。

○松井道夫君 田中政務次官はどういう理由で辭職されたかという点をお尋ねしたいのです。

○政府委員(木内會益君) この点は、私の所管でないのであります。官房長がおられないのですから申し上げられませんが、確かこの前辭表が出たか、或いは發令になつたかという御質問もありましたやうです。昨日私は知りませんでした。その後聴きますと、辭表が出て發令になつたといふことを承知しました。併しどういふ事情でお尋ねになつたか、それは私は承知しておりません。

○松井道夫君 政府としてお答えになる意思はないのですか。昨日求めて置いたのですか……。

○政府委員(木内會益君) いやこれはどういふ理由で辭めることにしたかといふやうな御質問があつたように私は承知しなかつたのです。それは辭表が出たか、或いは發令になつたかといふだけの御質問のように私は承知して歸つたのですから、それで歸つて總裁に伺ひました。いや、それは今日發令になつたといふことをお聴きしたわけですから、どういふ理由で辭職されたかといふことは、連絡いたしました。次の機会まで一つお許しを願ひたいと思ひます。私が若し聞き違へて、それを傳達するのを忘れておつたとすれば、私の責任でありまして、この点はお詫びいたします。

○委員(伊藤修君) 昨日の松井委員の質問には、理由を明示して頂くやうにお申出があつた筈であります。次に星野委員の質問に対する答弁を願ひます。

○星野芳樹君 昨日私が質問した、数日前丸の内電話局の組合員を逮捕した事件について、その理由と事情を伺いたいという質問をして置きましたが、これに対してお答えをお願いいたします。

○政府委員(木内會益君) お答えいたします。檢察廳からの報告によりまして、中央電話局の事件は、局長側の申告によりまして警察官が出動しました。当時の從業員側の交渉は正當な交渉、團體交渉の域を超えておつて、不法監禁並びに建造物不退去罪といふべ

きものであると認めまして、その首謀者と認めらるべき数名を現行犯として檢査いたしましたのであります。本件はすでに檢事が引取りまして慎重に目下捜査中でございます。この捜査の結果、警察の処分が不當であるかといふことも当然明らかにする考へであります。仮に不當な措置があつたといひますれば、これに對しましては、適當なる処置を取る考へております。尙私の答弁で足りない点がありましたら、檢務局長が出席しておりますから、檢務局長からお答えいたさせます。

○星野芳樹君 只今の御答弁によると、局長さんの申告によつて警察が發動したと言われておりますが、私は組合員の方から聴きましたところ、この原因は超過時間勤務の手当を支給する約束ができたところが、その超過勤務手当を局長その他が私して多く使つて下に廻らなかつた、それが原因だつたといふことが報告されております。これも一方的報告ですから、そのまま信ずるのもどうかと思ひます。若しさうなことがあつたならば、これは組合員が正當なる團結権を超える前に、局長の方にも何と言いますか不法行爲があつたと認められる、その点を一方的な申告のみで調べになつて、そちらの方を御調査にならなかつたとしたならば、甚だ一方的な手落ちだと思はれるのです。その点は如何でしようか。

○政府委員(高橋一君) この問題につきまして、警察権が發動いたしましたのは、組合側の主張がいかにも悪いとかいふ問題ではなくして、要するにその方法が行過ぎであつたと、そうしてそれがそのまま放任できない状態に

ありましたので、これを検査したといふことでもあります。併しその原因につきましては、若し局長側に不正があるといふことでありますれば、本件の捜査と同時にこれをやはり檢察廳で捜査することといたします。

○委員長(伊藤修君) 質問は終了しましたが、お諮りしたいことがありますが、本日裁判所法の一部を改正する等の法律案につきまして、同法案の内容に國會圖書館に關する重要事項が含まれておるのであります。これは國會圖書館において非常な関連を有しますから、同委員長から連合審査の申入れがありましたから、當委員會において連合審査をいたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(伊藤修君) それでは委員會は暫く休憩いたします。

午後二時二十九分休憩

午後二時四十五分開會

○委員長(伊藤修君) 休憩前に引き続き法務委員會を開會いたします。引続き質疑を續行したいと思ひます。

○松村眞一郎君 この裁判所法の一部を改正する等の法律案の他の條文について、私はまだ質問の要領が残つておるのですが、それはどうしますか、この際申しますか。

○委員長(伊藤修君) ではこの際どうぞ。

○松村眞一郎君 私の質問は、この最高裁判所の判事に秘書官を付けるというところについての疑問を持つておるのでありますが、元來裁判所の判事の方立に立派な裁判をして頂くためには、できるだけいろいろな資料の蒐集も必

要でありましよう、いろいろの調査も必要であると思ひますから、私は裁判所の、殊に最高裁判所の判事には、そのアシスタントとしての何らかの職員を附置するの必要なることを痛感いたしますのであります。併しながら秘書官といふものを付けることが急務であるか、或いは判事各自にアシスタントとしての調査官を付することが急務であるかといふことについて私は考へておるものであります。私はむしろ秘書官といふ問題でなく、アシスタントとしての調査官を各判事に一人ずつ付けることの考へ方にした方がよくはないかと、こゝういふように思ふのであります。

それは、秘書官は機密に關することを掌るといつたような條文があつたように考へますが、各判事が一年を通じて相當の待遇をするところの秘書官を持たなければならぬ程の事務があるかどうかといふことが、私としては疑問を持つておるのであります。一年を通じて一人の高等官級の職員を付けないければならぬ程に忙しい勤務があるかどうかといふ点について、実は疑いを持つておるのであります。併しながらいろいろの職務を遂行される上において、調査は一年を通じてどうしても一人の高等官が必要であるかと私は考へるのであります。その点について政府委員はどう考へておられるのでありますか。調査官のごとき者よりも、勤務のために一年を通じて、どうしても置かなければならぬといふ工合に考へておられるかどうか。

○説明員(本間一君) 裁判官がこの一年間において、どういふような事務をやつておつたか、その内容について大體のことを申し上げます。裁判官が十

月現在で以て裁判事務、つまり裁判事務の方面として民事の事件では九百何件が未済になつております。既済が約六百件ばかりになつております。尙刑事事件として九百件ばかりが未済になつており、民事事件といひまして九十九件ばかり分担しておるのであります。現在欠員一名ですが、十四人の判事としては相當過重な負担であるのに、他方面において、裁判官會議において行政事務もやらなければならぬ、裁判所全体の行政を統轄するのは裁判官會議であります。この裁判官會議は人事規則の制定、渉外事項その他司法研修所といふようなものに關係した教育事務も全部含まれておまして、過去一年間において、裁判官會議を開いた回数は百五十五回あります。その内容を申し上げますと、裁判官の人事に關する任命及び裁判官以外の大きな人事に關しては、裁判官會議の議に付さなければならぬといふことになつておりますので、相當の過重になつております。判事の数が約千八百人、その切替の外、人事の異動は相當あるのであります。又規則の制定、今度新らしい憲法に基いて各種の訴訟手續、弁護士に關する事項、その他司法行政に關する法則を制定しなければならぬ、そのために前年度においては、約十九の規則、本年度においては三十一ばかりの規則を制定しなければなりません、殊に今度の刑事訴訟のような法律ができました結果、殆んど刑事訴訟と似たくらない條文、例えば刑事訴訟規則のごときは、三百二、三ヶ條に亘つておるものを審議しておる状態、その規則制定に關しては各種の材料も蒐集しなければならぬ、こゝういふような状態

になつておまして、他方に各方面の事項を調べなければならぬことになつております。尙、渉外關係のことは始終あるのは勿論であります。このために事務局だけでは十分でなく、裁判官も直接渉外關係の交渉をしなければならぬような場合がたびたび起つて來ておるような状態でもあります。それから司法研修所の問題は、判事補、弁護士、檢事の、將來さういふものになるための研修所を控へ、今修習生が三百何十人といふ多数を控へ、各方面に分布させてそれを教習しておる、それをも監督しなければならぬ、こゝういふわけでありまして、非常に私共から見ましては、裁判官の仕事は、あの御年齢としてはお氣の毒なくらい忙しい状態になつておる。判決の方面なんか土曜、日曜などは殆んど家で事務を見なければならぬ、こゝういふ状態になつております。今松村委員からお話の調査官の問題であります。これは専ら裁判官の判決決定、さういふ方面に關する具体的事件の調査を掌つております。司法行政方面に亘つたものは、司法事務としておらないのであります。それで手一杯の状態であります。どうしてもしやういふ方面における、十分機密を保ち得るような、援助するようない人が入用だといふのが現状であります。さういふような状態であります。

○松村眞一郎君 只今の御説明で忙しいことはよく分りました。それでこれから調査官的のものが必要だといふことを申しておるので、現在の調査官が個々の裁判官に付いていなければ、今度個々の裁判官に附置するところの調査官を置いて、從來と違つた調査を担当させて一向差支えないと思ひま

す。官制においても必ず各判事に付なければ……付けや悪いといふことはないのではありませんから、從來の調査官の職務の内容を変えたならば、判事に專屬して、判事の事務の担当ができてと思ひます。只今御説明になつた中でも、いろいろ規則を作つておるようなことは仰せられたのであります。それが、それは機密では殆んどないと思ひます。一つの事務なんでありまして、調査事務として担当されていいのではないかと思ひます。ここに掲げてあるのは、機密に關する事務といふのでありますから、さういつた規則を作る間には、外部に發表してはならないといふようなことは、これは機密とは言えないと思ひます。凡そ或る仕事をする場合に、調査中のものを發表しちやいけないことは、これは當然のことなんです。さういふ規則を作つておるとが機密であるといふことは申されないと申すのでありますから、私の申します趣旨をよく御了解願ひたいと思ひます。忙しい判事であるから、その人に何らかのお手助けが必要であるといふことを申しておる、それを機密といふような限つた事務にしないで、もつとはつきりした仕事をさせたいといふのではないか。尙もう一つは、秘書官といふようなものになされたいといふと、その人の在職年数といふものは、後で判事になるときに数えられない。殊にそれは個人的性格を持つことになつて。むしろさういふことでなく、役人として仕事を助けるといふことを法制上決めた方がいいのではないか。さうすれば、個々の調査官をお持ちになつておると、その在職年数は後の判事の役にも立つといふことになるのです。

第五部 法務委員會會議錄第十一号 昭和二十三年十一月三十日 【參議院】

五

從來の國務大臣とか何とかいう、そういう政治的の秘書官は、その國務大臣それ自身の在職も短いのでありますし、いろいろ忙しいことがありますが、個人的の秘書官をお付けになつて私は適當だと思ひます。併し、裁判官はそういう性質のものではないのであります。ずつと経常的に仕事を着着してなさるのでありますから、そういう方面の助力をされる方を、機密という言葉をお使いになるよりも、純然たる事務的人をお使いになつた方がよくはないかというのであります。私の考えの方がむしろ親切じやないかと思つておる。減らせということをお申し立てするのではない。秘書官に代るのに調査官にして、各判事に一人ずつ付けるということにして、實際の仕事を実施して頂きたい。そういうことであるならば、秘書官的な人でないものであつて、判事と同じく、しつかりした學問的の基礎のある方をお使いになつて、そして実の入つた調査をして頂いたらどうか。機密のようなことが必要であるならば、それは從來ある事務官をお付けになつて私はよろうと思ひます。必ずしも裁判所の長官というやうな方々と同じやうな意味の秘書官を付けるということは、これは私は適當でない、こういう考を持つております。これは併し政府の方と意見が違へば、我々の意見は意見として又それで申出るわけでありまして。ただ私の考えだけを申上げて置きます。

○説明員(本問第一番) 御意見はよく分りますが、最高裁判所といたしましては、やはり裁判官の司法行政についておやりになつておる仕事は、普通の官吏以上にその機密について裁判官が

責任を持つてくらしいに重大に考えるやうな人を傍に置いて頂きたい、こういう意味で、例へばいろいろの書類を整理し、保管するにしても、裁判官自身が整理し、保管すると同じく、責任を持つてやうな、そういう人を置いて貰う方が、仕事の上からして、普通の事務官を置くよりは確実であり、却つて裁判官は安心できるだらう、こういう建前でありまして、やはり事務官以上の秘書官にして頂いた方が機密保持のために結構ではないかと、こう考えた次第であります。尚、公務員法の中に今度秘書官を置くことになつておりますので、そういうことと照し合はしまして、裁判所法の中にそういうふうに入して頂くようにお願いしたわけでありまして。

○松村眞一郎君 意見になりますから、私の考えと所見を異にしておると申上げるより外はないのであります。が、公務員法の関係は、こちらの方でなくば、自然適用がないのでありますから、削れば一緒に削つてもよろしいでしよう。残つても一向差支えないのであります。官がなければ、それだけの話で、大して問題はないと思ひます。ただ裁判官について今仰せられたやうなことは、最高裁判所の判事に限つて機密が必要であるというやうな議論には私はならんと思ひます。今おつしやつたやうなことであれば、すべての判事に機密ということはい入るのであります。そういう意味ではないのであつて、最高裁判所の判事について特に機密のものがあつかうかといふことが問題になりますから、そういうことなことをとて論議する必要はないのであ

つて、判事それ自身は、忙しいことを助ければよいのであつて、忙しいといふのにはいろいろの意味がありまして、裁判の方面の事務もありまして、行政の事務もありまして、併しながら今申しました要点は、むしろ裁判の方面に立派な職務を遂行して頂きたいといふことが要点ではないかといふことで私は申上げたのであります。それ以上は意見になるやうでありますから、私の意見はそうであるといふことだけを申上げて置きます。

○委員(伊藤修君) 他に御発言ありませんか。

○大野幸一君 最高裁判所の方に伺いたいのですが、裁判官會議といふことを、私は非常によいことだと思つていたのですが、これは最高裁判所ではありませんが、地方の裁判所の裁判官會議では、裁判官會議があると、初めから所長又は委員長が原案を作つて来て、所長一任といふやうなことでずつと済んでしまふ。そういう弊害を下级裁判所からしばしば聞いたことがありますが、一体そういうふうな裁判官會議が行われておるものであるかどうかといふことを、この際によつて……又そういうことは好ましくないと思つておいでになるか、そういうことも止むを得ないと思つておいでになるのか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(本問第一番) 裁判官會議の實際の議事その他の方法については、一般の下級裁判所に関する事務規程がある外は、各裁判所の自治に任せて、その所どころによつて、事情に應じてそれ／＼違つたやうに取扱われておるのではないかと思ひます。最高裁判所におきましては、裁判官會議は、そういうやうなことがなしに、一人々々非常な議論が多くて、その点については任せて、どうするといふやうなことはちつともやつておりません。下級裁判所は、支部が方々にあります關係上、それらの判事が二日がかりで出て来て、そして會議をするといふやうなことになる、非常に不便になるところがある結果、北海道とか、そういうやうな僻地になりますと、今のやうな特殊の事情の下に委任してやつておるやうな場合もあるのではないかと、こう思われます。こういうやうなことは、各場所々々における裁判官會議で、それ／＼適當に皆對應するようにやつておるのではないかと、こう思つております。

○大野幸一君 各裁判所の意見を十分に聴いて、そしてその不満をなからしむることが裁判官會議の民主的な方法だと思ひますから、そういう略式が行われる場合も、それは各裁判官が満足することを前提にしてやつて貰いたいといふことを希望して置きます。それについて不満があるならば、從來と同じこと、裁判官會議の意味をなさないから、その点を希望して置きます。

○委員(伊藤修君) 裁判官會議の司法行政上の責任者は一体誰ですか。會議が負うのですか、議長が負うのですか。

○説明員(本問第一番) 會議の全員だと思ひます。

○委員(伊藤修君) 全員が司法行政上の責任者ですか。

○説明員(本問第一番) そうです。

○委員(伊藤修君) 他にございませうか……それでは本案に対するところの質疑は後刻に継続いたします。それは

では先程の松井委員の質疑に対しまする法務總裁の御答弁を願ひます。

○松井道夫君 法務總裁が御出席になりましたので、この際前回の質問のみでなく、多少それに関連した他の事項についてもお尋ねしたいと存する次第であります。

私の質問したいと思ひますことは、田中法務次官が辭職されたことに關してであります。吉田内閣と乃至は内閣の人事、その他専らそういう面を十分に考慮いたしまして、なされるというのであつたのであります。たゞ、法務廳におきましては、田中角榮氏が政務次官に就任されたのであります。ところがその後になりまして、例の炭鉱國管關係の捜査の過程におきまして、田中法務次官の自宅捜索がやつたのであります。それに引き続きまして、田中次官からは、新聞紙上その他に、自分については犯罪の嫌疑といふものが一つもないのである。従つて辭職いたすやうなことはない。或いは解散を予想されて、立候補を取止めるやうなことはない、というやうなことを述べておられたのであります。更にそれに続きまして、今日檢務長官からのお話によりますと、本日この辭職の方の発令があつたと聞き及んだ次第であります。それで私のお尋ねしたいと思ひますことは、第一に、田中法務次官の選考の事情、これを第一にお尋ねしたい。次に、田中法務次官が辭職された、その辭職の理由をお尋ねしたいのであります。これは今の吉田内閣の一つの重要な建前になつております。政界公正といふことにつきましても、又法務次官乃至は代議士に対して自宅捜索をする。それが如何なる

場合に、如何なる注意を以てなされなければならぬかといったような、重要な問題に關連いたしますこと、検務長官からは、今の家宅搜索關係の御答弁があつたわけでありますが、幸い今日は法務總裁の御出席がありまして、先程申しました選考事情並びに辭職の理由、それをお尋ねいたしました存するものであります。

○國務大臣(福田俊吉君) 答へを申し上げます。田中次官の選考のありましたときは、私はまだ法務總裁に就任いたしておりませんで、單に國務大臣として、その選考の閣議に参加いたしました。私は、どういふ事情で選考されましたか、細いことを存じませんが、その当時の閣議の模様によりますれば、主として民自党内からだろうと思ひますが、參議院及び衆議院の方々の中から二十数名選びまして、そして政務次官に任命するということでありました。私はその人選が一々具体的に、それが適當であるかどうかということまでは、私としては深く検討いたしませんでしたが、党と政府とにおいて相談したことでありまして、適當な方々が選ばれてゐる、殊にお話のごとく綱紀肅正を建前としております内閣といたしまして、その建前に適合した人々が選ばれてゐることと存じました。もつと具体的に、何か取調べて参つた方がよろしければ取調べて参ります。私の承知してゐるのはそれだけであります。ところが私が法務總裁に就任いたしましたので、そこで田中角榮君が、自分の法務次官であることをはっきり知りませんでした。ところが不幸にも、今月二十三日でありましたが、家宅搜索が行われたのであります。

て、家宅搜索が行われますや、直ちに私は報告を受けました。その当時、その家宅搜索につきましては、検務長官から報告を受けましたのであります。ことである。こういうふうな考えましたので、それは承知いたしましたのであります。私が予め協議した事項ではございません。協議事項になつておりません。私の考えを以て、恐らく各般の事情を考慮いたしまして、適當と認めてやつたことと思ひまして、私はそれに対して了承を與えました。ところがその翌日でありましたが、田中君は、私にではございませんが、自分は何にも自分に疚しい点はないけれども、併し苟くもこの綱紀肅正を建前としてゐる内閣の中で、而も法務廳の政務次官を奉職してゐる、そういったすれば、世間はやはりそれにつきまして、法務廳或いは内閣に対して多少の疑惑の念を持つかも知れない。つまり法務廳又は内閣の威信を失墜するようになってはいけない。そこで自分は辞めたいということをお願いしたのであります。

○松井道夫君 實は私、田中角榮という人は仲間でありまして、同君に別に特に恨みがあるのでも何でもないのであります。早い話がまあ友達であります。ところがこれは御承知でしように、同君は土建業者でおられまして、今日ですか、昨日ですか、無罪の判決を受けられました西尾前國務大臣の問題も、これは要するに土建業者から金を受取つたかどうかということ、これも結局社会党の立場からありますけれども、そういうところから金を受取つたのが面白くないということ、特にこれは政治的の意味で社会党からは指彈されてゐるようでありまして、いづれにいたしましても、そういう業者はこれは法務廳というものと、それよりも余り關連が考えられませんか。それで同君が法務政務次官になつたというのを聞かしまして、どうも同君を知る程のものは皆奇異の感を抱いたのであります。願ひくば問題などを起さねばよいがという工合に考えておつたのであります。それで中には、要するにこれは選挙対策さというように申してゐる自由党の人たちなんかあるのではありません。併しながら吉田内閣は政務次官というものをどういふ工合に考へられてゐるか知りませんが、もつと人事というものは慎重に、而も適任者を充てなければならぬものであると我

信、法務廳の威信ということから言つても適當であつて、自分は辞めまして欲しいということでありましたので、総理にも、それから他の閣僚にも語りまして、直ちに閣議で決定をいたしました。それは昨日でございました。昨日発令をいたしましたような次第でございます。それだけでございます。

○松井道夫君 實は私、田中角榮という人は仲間でありまして、同君に別に特に恨みがあるのでも何でもないのであります。早い話がまあ友達であります。ところがこれは御承知でしように、同君は土建業者でおられまして、今日ですか、昨日ですか、無罪の判決を受けられました西尾前國務大臣の問題も、これは要するに土建業者から金を受取つたかどうかということ、これも結局社会党の立場からありますけれども、そういうところから金を受取つたのが面白くないということ、特にこれは政治的の意味で社会党からは指彈されてゐるようでありまして、いづれにいたしましても、そういう業者はこれは法務廳というものと、それよりも余り關連が考えられませんか。それで同君が法務政務次官になつたというのを聞かしまして、どうも同君を知る程のものは皆奇異の感を抱いたのであります。願ひくば問題などを起さねばよいがという工合に考えておつたのであります。それで中には、要するにこれは選挙対策さというように申してゐる自由党の人たちなんかあるのではありません。併しながら吉田内閣は政務次官というものをどういふ工合に考へられてゐるか知りませんが、もつと人事というものは慎重に、而も適任者を充てなければならぬものであると我

私は思つておりますので、殊に政務次官と申しますれば、これは政界におきますれば大臣の次であります。新憲法の下、新しい國會、或いは政務を運行いたしますのに、特に重要な機関である。どうもはたから選挙対策をしたと言われようでも私困ると思ふ。只今のお答へに尙詳しい選考事情が必要なければ調べるよりもよいというお話でございまして、吉田首相が政務次官などたしませます、恐らく私の杞憂いなどいふまでもよいのだということをお考へになつておられる筈はないと思ふ。田中角榮氏が政務次官として最も適任とお考へになつたに違ひない。その選考事情をもつと詳しいことが分りましたらお知らせ願ひたいと思ひます。

それから第二の点でございしますが、辭表と申しますものは、今の文言をお説き下さつた通り、そう詳しいことは書いてございせん。それで今のお話では結局田中角榮氏としても、自分は疚しいところはないのであるけれども、まあ内閣や、或いは法務廳、或いは自党の人たちも入るでしょう。それに迷惑をかけるのも困るから暫定的に辭めようというやうなことが眞意であるというやうなお話でございまして、それから法務總裁といたしましては、そういうやうな事情を別にすれば、別に辭める程の嫌疑もないのだといつたやうなお話であつたと存じますが、要するにそういうやうな内閣、法務廳、自党に多少でもそれで迷惑をかけてはいかんといいことで辭めるので、法務總裁としては別に犯罪の嫌疑のみからは辭める必要はない。現在さうに思つてゐる、そのやうにお聴きしてよろしいですか。

○國務大臣(福田俊吉君) まだ田中君の搜索をいたしました後におきまして、犯罪の嫌疑があるのかないとかいふ点までは、はつきりしたことを報告を受けておりません。私は多分將來は存じませんが、今日までのところ、犯罪の嫌疑ありというまでには至つていないのであらうと思ひまして、そこで一身上の問題になります。私からこれを強制して、是非辭めて貰はなければならぬ、こゝまでは考へていなかつたのであります。辭めたいといふことは、私は田中君には氣の毒でありますけれども、とにかく事件が起きたのでありますから、辭めて呉れまして、そして法務廳なり、内閣がクリーヤになれば、これ程好ましいことはありませぬから、田中君がみずから辭めたという心事を大いに諒いたしましたので、直ちに同意をいたしましたのであります。

○大野幸一君 一体法務總裁はお人柄、お人相を見ますと、私は実に敬服いたしておるのであります。私も生來余りに人に嫌味を言いたくない、お世辭の多い方なのであります。一旦公人となりましてここに出席いたしますれば、そういうのは私情でありまして、選挙民に対して一言申述べなければ相済みないといふことから申上げるのでありますから、そのつもりでお聴取りになることを御了解下さい。松井委員から選挙の事情についてお尋ねがありました。これは全國民の知るところであります。全く奇異に感じるところであります。先ず我々弁護士会に所属するところで、控室に行きますと、この弁護士会からも民自党で大勢の錚々たる人が出ておるのでな

いか。参議院に行きましても、これは私はここに臨席されておる隣の人でも、前の方の人でも政務次官ぐらひは全部動ると私は考えておりますが、なぜかと、こう言う。これは一言にして言つと、こういうことを民衆は言つております。吉田さんはいい年をして三十一歳の若僧に、何だか金玉でも掴まれているのではないか、こういう言葉を使う。或る人は、いやそんなことはない。指を丸くいたしまして、これを大変買いだのであらう、こう言われるのであります。私はこれは何を意味するか、ただ吉田さんの不名誉ではありません。民自覚の不名誉ではありません。政治家、我々の不名誉である。実に心外に堪えなかつたのであります。こういうことなんです。まだ我々の間において將來も聞かなければならないのかと思うと残念であります。法務総裁にだけお願いして置きたい。この点はいつお願いして置きたいと思ふのであります。それから法務総裁のことであります。吉田さんが法務総裁を兼任されたのであります。内閣ができるとともに、吉田さんから受ける印象は、法務総裁について非常に慎重である。その慎重が或る意味においては悪い意味に取られたのであります。石炭國管問題を控えて、政界には嵐が吹いておる。この法務総裁の地位、人如何によつては自分の政党にも騒動が起るのではないか。そこでこれは容易にできない。片山内閣の鈴木法務総裁も自覚の副総理を起訴するよう

な運命になつた。こういうことで、吉田さんは非常にこの点慎重になつた。まあ、自分が兼任して置けば間違ひはない。ですけれども、この間申し上げます。吉田さんはそんなことは忘れてしまつておる。昔のように総理大臣みずから法務総裁を兼任して、そうしてその檢察廳の連絡關係、皆自分でやつておる。こういうようなことでは吉田さんの頭も何と言つても私は古いと思ひますから、この点を何とぞ進歩的、公正的に持つて行つて貰いたい、こういうことであります。私は昨日ここで、もう一枚逮捕狀を忘れておるから、これは吉田さんの逮捕狀も持つて來なければ公平でないということは、弁護士会で言つておる。こんなことは信じてはいなかつた。けれどもこれを木内檢務長官に座談として話したら、余り面白くない顔をされたのであります。これは笑話であります。が、こういうよゝうな印象を全國民に受けないように、公平に檢察廳の獨立を図ると共に、本當に公正でなければならぬ。この点について、仮に檢査するにしても公平にやつて行かなければならないということは國民常識です。この点も一つ法務総裁、全くあなたは、命を賭して、情熱を持つて、とおつしやいましたから、これこそ本當に実行して貰いたい。これだけを私はこの際申して置きます。そうしてもう一つお伺ひしたいことは、暫定的に辞められたのでしょうか。

か、どうかということで、田中法務次官が又再任される場合がある。それまでは空位に置くとかという新聞記事もありましたが、私はそれを信じたくないのではありません。一体政務次官というのは、その職務とするところは政府と國會との連絡係で、この連絡係をよくして貰わなければ困る。そこで一体衆議院の法務委員会というのが權威を持つておるでしようが――、鉦々たる弁護士諸君が委員になっておられるところで、田中さんが政務次官になつて、法務委員会に対する折衝の効果が挙げられるでしようか、こう私には考えられるのです。そういう意味において、我々の全く遺憾とするところは、この二大重要法案も、刑事訴訟法施行法案、裁判所法の一部を改正する法律案につきて、我々も、衆議院で早くやつて貰つて、我々はこちらへ來て修正したい個処も発見し、そちらで本國會に上げようとしているのだけれども、本日最終日になつて、三時半になん／＼とするのに、まだ廻付して來ない。これは政務次官が空位であるからである。こういう点をよく了解下さいまして、一つ法務總裁が善処されたい。それから若し不幸にして本日この二法案がここで審議が終らなくては、これは我々法務委員會の責任ではない。挙げて政府の責任だ。こういうことを一つ申上げた。一体法務政務次官を空位に置く意思があるのかないのか、法務委員會なんでものは政務次官がなくてもいいの。か。それでは法務總裁直接たび／＼おいで下さつてやつて頂きたい。政府委員は非常に熱心でありますけれども、政府委員は事務的、技術的のです。我々は咎めるのは氣の毒です。だから咎める

て爵債を晴らしつつ本当に鑑識をして行くというのが、我々の常識なのです。そこで督める法務総裁は、どうもわしは法律は知らないからとおつしやる。政務次官は来ない。我々はどこで爵債を晴らすことができましよう。爵債というのは決して悪い意味ではありません。私情を以て言うものではありません。そういう点をよく御考慮下さつて、政務次官を空位に置くようなことではないと思いますが、どうかその点を一つお尋ねしたい。

○國務大臣(野田俊吉君) 只今のお話は誠に御尤もでありまして、私は全然同感でございます。政務次官の選考に当りまして、今から考えますと大分失当な手落があつたように考えるのでありますが、今後は十分注意いたしまして、立派な政務次官を得たいと思ひます。又、政務次官は法制の上に嚴として存するものでありまして、これを空位で置いて、暫定的に辭めさすというべく早考えは毛頭ございませぬ。成るべく早く立派な人を選びまして、これを補充したいと思ひます。それから、私に就いては誠に遺憾に存じておるのですが、私は誠に遺憾に存じておるのですから種々連絡等についてお話がありまして、私は誠に遺憾に存じておるのです。実は私の甚だ足らざる知識を以ちまして、衆議院の法務委員会にはしばしば出席をいたしまして、御促進方をお願いしたのでありますが、不幸にして今日まで遅くなりまして誠に恐縮に存じております。従つて政務次官も成るべく適任者を早く得まして、それらの点の齟齬なきを期したいと考えております。

○委員長(伊藤修吉君) 次に刑事訴訟法施行法案を議題に供します。前回に引続き質疑を継続いたします。この法案

す。本月八日に私は関係方面に招致されました。約三時間に亘りまして、本法案につき意見を聴せられました。その際強く主張して置きましたことは、新刑事訴訟法が、現在のごとき機構においては到底完全に実施ができない。従つて期日を延期するか、然らずんば法案の内容において幾分か期日のゆとりを設け、以て事務の澁滞を少くするように努めなければならぬという意味におきまして、どうしても期日の変更ができないれば、内容を起訴主義にすべきものである。こういうことを三時間程論議いたしましたので、大体において承認しておつた次第であります。従つてその線に沿ひまして、当委員会から刑事訴訟法施行法案の一部を修正する案として、先に関係方面に提出して置いた次第であります。それは第二條中、「第一審における第一回の公判期日が開かれたを」「公訴の提起があつた」に改める。第四條中、「第一審における第一回の公判期日が開かれていない」に改める。第八條から第十三條までを削る。第十四條を第八條とし、以下第二十三條まで六條ずつ繰上げる。かような修正案を関係方面に提出して置いたのであります。この趣旨は衆議院においても同調いたしましたして、衆議院において大体この参議院におけるところの修正案通りの修正されて、衆議院の法務委員会は通過してある次第であります。以上のことを御報告申上げて置きますから、その趣旨をお含みの上、御質疑を願います。別に御質疑はございませんか。質疑がありましたら、この際一つお願いいたしますと思います。会期も時間的

昭和二十三年十二月二十二日印刷

昭和二十三年十二月二十三日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局